

平成21年度

神奈川県予算に対する要望

平成20年12月

横浜市

横浜市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力をいただき、深く感謝しております。

いよいよ来年、横浜は開港 150 周年という大きな節目を迎えます。本市では、平成 21 年度を 50 年後、100 年後の横浜を飛躍に導く大きなステップの年にするとともに、「人と企業から選ばれ、誇りにできる都市」を目指し、未来に向けた横浜再発展の契機としたいと考えています。

一方で、市内経済や本市の財政状況は、世界経済の減速懸念の影響を受け、非常事態とも言える厳しさに直面しています。本年 9 月に公表した平成 21 年度の財政見通しでは、「横浜市中期計画」に掲げている厳しい経費縮減目標が達成できたとしても、なお 170 億円の収支不足が見込まれていましたが、法人市民税等の減収により、今後、更に不足額が増大することが懸念される状況です。そのため、これまで以上に選択と集中に力点を置いた施策を進めてまいりたいと考えております。

本市ではこれまで、横浜市民のみならず、広く県民の福祉や利便性の向上に寄与する事業につきましても、県の御理解を得て取り組んでまいりました。しかし、これらの事業の一層の推進にあたっては、これまでも増して、県の御支援が是非とも必要となります。

この要望書は、平成 21 年度予算編成に向けて、現在の県制度の改善や充実を求める事項、本市域における事業の推進に向けた御支援、御協力をお願いする事項をとりまとめております。

県におかれましても、非常に厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、この趣旨を御賢察いただき、平成 21 年度の予算編成にあたり、引き続き、本市に対する特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 20 年 12 月

横浜市長 中田 宏

# 目 次

## 1. 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 政令市と他の市町村との補助較差撤廃…………… 1
- (2) 救命救急センター事業（新規）…………… 2
- (3) 横浜市立大学医学部（医学科）学生定員増に対する支援…………… 3

## 2. 事業の推進にかかる要望

- (1) 2010年APEC横浜開催支援推進事業（新規）…………… 4
- (2) 特別支援学校の整備…………… 5
- (3) 県施行の河川改修事業…………… 6
- (4) 県市協調で進めている事業…………… 7
  - ・市街地再開発事業等
  - ・神奈川東部方面線整備事業
  - ・民間建築物吹付けアスベスト対策事業
  - ・都市基盤河川改修事業
  - ・民間鉄道駅舎垂直移動施設整備事業

1 制度の充実や改善に関する要望

| 番号                            | 事業名  | 県所管部 | 説明  |          |             |                               |     |                  |             |
|-------------------------------|--|------|---|----------|-------------|-------------------------------|-----|------------------|-------------|
| 1- (1)                        | 政令市と他の市町村との補助較差撤廃<br>(健康福祉局)   | 政策部  | <p>県の補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに、較差を設けているものがあります。</p> <p>こうした状況は、他の市町村の住民と同様に県民税を負担している市民の理解と納得が得られるものではありません。</p> <p>つきましては、<b><u>これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。</u></b></p> |          |             |                               |     |                  |             |
| (要望関連事業)                      |  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| (1) 小児医療費助成事業                 | <table border="0"> <tr> <td>①政令市</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>②その他市町村</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>③財政規模100億円未満の市町村</td> <td>1/2</td> </tr> </table> <p>※平成14年度までは県内全市町村への補助率は1/2であったものが、平成15年度から補助較差が設定されている。</p>                                     |      |   | ①政令市     | 1/4         | ②その他市町村                       | 1/3 | ③財政規模100億円未満の市町村 | 1/2         |
| ①政令市                          | 1/4  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| ②その他市町村                       | 1/3  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| ③財政規模100億円未満の市町村              | 1/2  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| (2) ひとり親家庭等医療費助成事業            | <table border="0"> <tr> <td>①政令市・中核市</td> <td>1/3(18年度から)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(経過措置：16年度45%、17年度39%)</td> </tr> <tr> <td>②その他市町村</td> <td>1/2</td> </tr> </table> <p>※平成15年度までは県内全市町村への補助率は1/2であったものが、平成16年度から補助較差が設定されている。</p>                    |      |   | ①政令市・中核市 | 1/3(18年度から) | (経過措置：16年度45%、17年度39%)        |     | ②その他市町村          | 1/2         |
| ①政令市・中核市                      | 1/3(18年度から)  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| (経過措置：16年度45%、17年度39%)        |  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| ②その他市町村                       | 1/2  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| (3) 重度障害者医療費援助事業              | <table border="0"> <tr> <td>①政令市・中核市</td> <td>1/3(16年度から)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中核市へは経過措置：17年度8/18、18年度7/18)</td> </tr> <tr> <td>②その他市町村</td> <td>1/2(16年度から)</td> </tr> </table> <p>※昭和60年度から県補助率が縮減されるとともに、平成10年度以降は、政令市とその他市町村の補助較差が設定されている。</p> |      |   | ①政令市・中核市 | 1/3(16年度から) | (中核市へは経過措置：17年度8/18、18年度7/18) |     | ②その他市町村          | 1/2(16年度から) |
| ①政令市・中核市                      | 1/3(16年度から)  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| (中核市へは経過措置：17年度8/18、18年度7/18) |  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| ②その他市町村                       | 1/2(16年度から)  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| (4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業    | <table border="0"> <tr> <td>①政令市</td> <td>補助対象外</td> </tr> <tr> <td>②中核市</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>③その他市町村</td> <td>1/2</td> </tr> </table> <p>※本市では平成7年度から当事業を実施しているが、平成9年度の県助成制度開始以来、補助対象外とされている。本市は県内他都市に比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっている。</p>     |      |   | ①政令市     | 補助対象外       | ②中核市                          | 1/3 | ③その他市町村          | 1/2         |
| ①政令市                          | 補助対象外  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| ②中核市                          | 1/3  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |
| ③その他市町村                       | 1/2  |      |   |          |             |                               |     |                  |             |

| 番号   | 事業名                   | 県所管部  | 説明  |
|--|-----------------------|-------|---|
| 1-(2)  | 救命救急センター事業<br>(健康福祉局) | 保健福祉部 | <p>救命救急センターは、都道府県の権限により、概ね人口100万人を単位として整備が図られていますが、実際の患者数や既存の医療資源の状況等は、地域によって大きく異なっています。</p> <p>危機的状況にある救急医療に対する総合的な対策が急務となっている中で、本市では、救命救急センターの機能を積極的に担おうとする医療機関が複数存在しており、これらを位置付けることによって、救急患者の受入が一層円滑に進むことが期待されます。</p> <p>そこで、本市では国へ対して救命救急センターの整備基準の見直しを要望しているところであり、<u>本年7月の国の検討会の中間取りまとめでは、既に同等の役割を果たしている医療機関を救命救急センターとして位置付けていくことが適当であるとの見解が示されています。</u></p> <p>つきましては、こうした状況を踏まえ、<u>設備的・人的基準を満たした体制を確保し、同時に実績を伴っている医療機関を積極的に救命救急センターとして位置付けるよう要望します。</u></p> |
| <p><b>【参考】</b></p> <p><b>救急医療の今後のあり方に関する検討会</b><br/>(H20.7.30 中間取りまとめ 厚生労働省)</p> <p>・今後の整備の進め方<br/>(略) 実態として既存の救命救急センターと同等の役割を果たしており、地域において必要性が認められている施設については、救命救急センターとして位置付けていくことが適当ではないかと考えられる。(略)</p> |                       |       |   |

| 番号                                | 事業名  | 県所管部                                     | 説明   |
|-----------------------------------|--|--|--|
| 1-(3)                             | 横浜市立大学医学部（医学科）学生定員増に対する支援<br><br>(都市経営局)   | 保健福祉部                                    | 横浜市立大学医学部（医学科）の入学定員については、平成20年度から「神奈川県地域医療枠」として、従来の60名が80名（20名増）になりました。  |
| <b>平成21年度市大医学部（医学科）の入試枠</b>       |  |  |  |
| 入試枠                               | 出願要件   | 卒業後の医師配置                                 | 奨学金制度  |
| 一般枠<br>【60名】                      | -  | -  | -  |
| 神奈川県地域医療枠<br>【20名】<br>(20年度から)    | 誓約書<br>出身学校からの<br>推薦書  | 配置計画については「神奈川県医療対策協議会」の協議を踏まえた上で具体的に定める。 | なし   |
| 神奈川県指定診療科枠<br>【5名】<br>(21年度から)    | 同上   | 指定については「神奈川県医療対策協議会」の協議を踏まえた上で行なう。       | 神奈川県産科等医師修学資金貸付金制度を創設  |
| ※国との協議により今回認められた5名増の入試枠については現在調整中 |  |  |  |
|                                   | 平成20年度公立大学法人<br>横浜市立大学予算額<br>11,873百万円（大学分）<br>うち本市からの運営交付金額<br>7,878百万円（割合：66.3%） |  | <p>そして、21年度からは、県のご尽力もあって認められた「神奈川県指定診療科枠」の5名増に加え、国との協議によって5名増が認められ、最終的な定員は90名となります。</p> <p>県は、「神奈川県指定診療科枠」については、医師修学資金貸付制度の創設（平成20年9月県議会定例会にて議決）など、卒業生の県内不足診療科への緊急医師確保に向けた取組を進められています。</p> <p>一方、「神奈川県地域医療枠」については、奨学金制度の創設などの具体的な措置がありません。将来の地域医療を担う医学生への具体的なインセンティブとして、奨学金制度の創設を要望します。</p> <p>また、公立大学法人横浜市立大学の設立団体である本市では、厳しい財政状況の中、20年度からの定員増に併せて必要な経費の一部として、新たに35百万円を予算措置するなど、大学運営に係る経費だけでも78億円に及ぶ運営交付金を交付しています。</p> <p><b>医師の養成には多額の教育経費を要しており、本市の負担も大きくなっていますので、県におかれましても財政的な面も含め様々な面からの支援をお願いします。また、卒業後の医師配置については、本市の意向を尊重するよう要望します。</b></p> |

## 2 事業の推進にかかる要望

| 番号     | 事業名                                       | 県所管部        | 説明   |
|--------|---|-------------|--|
| 2- (1) | 2010年APEC横浜開催支援推進事業<br>(開港150周年・創造都市事業本部) | 政策部<br>県警本部 | <p>2010年APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議は、自由で開かれた貿易と投資を達成するための会議であり、国際社会において主導的な役割を果たす日本をアピールするための重要な会議になることが期待されます。</p> <p>この会議が横浜で開催されることは、日本全体の活力を高めることに大きく寄与するとともに、海外からの誘客、外資系企業誘致などを通じて地域経済の発展をさらに促進する契機ともなり、県にとっても大きな意義を有するものと思われます。</p> <p>現在、県におかれましては、このような意義に御賛同いただき、「<u>2010年APEC横浜誘致推進協議会</u>」への参画、<u>県知事の同協議会特別顧問への就任</u>、<u>県議会での誘致決議</u>など、格別の御協力をいただいているところです。</p> <p>開催地は来年春頃に決定される見込みですが、<b><u>APEC首脳会議の誘致が実現した場合には、県民・市民への広報・PR等を行う開催支援組織の運営に関して引き続き御協力をお願いするとともに、運営経費についての応分の負担、警備等に関する予算措置を要望します。</u></b></p> |

| 番号   | 事業名                     | 県所管部      | 説明   |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
|--|-------------------------|-----------|--|-----|-----------|--------------------------------|----------|------|------------------------------|------|--------|------|-------------|--|---------|------|--|
| 2- (2)   | 特別支援学校の整備<br>(教育委員会事務局) | 教育局       | <p>特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が依然として増加しつづけ、県立・市立ともに特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。</p> <p>今年4月に県立金沢養護学校（特別支援学校）が全面開校したことにより、該当地区の児童生徒が若干減りましたが、個別支援学級の児童生徒数の推移から、これは一時的な状況で、今後の横浜地域における増加見込みに変わりなく、今後とも、特別支援学校が不足する見込みです。</p> <p>県では、こうした状況への対応として、県立高等学校内に特別支援学校の「分教室」を、平成22年度までに9校で併設する予定と聞いています。</p> <p>しかし、「分教室」方式は、過大規模化への緊急対応であり、県の「養護学校再編整備の在り方について（最終報告）」が求めている恒久的な対策とはなりえないと考えています。</p> <p>また、国においても、昨年7月、特別支援学校施設整備指針を全面改訂し、障害の重度重複化等に対応した教育環境の改善等を明示したところです。</p> <p>については、<b><u>過大規模化が著しく緊急度の高い横浜地域において、本来の整備方法により、特別支援学校の整備を早期に進められますよう要望します。</u></b></p> |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <p>過大規模校の現状 (H20. 5. 1現在)</p>  |                         |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <p>本市内の県立養護学校（病弱養護学校を除く）の児童生徒数</p>   |                         |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">知的障害教育部門「単独校」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬谷養護学校</td> <td>322名</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷養護学校</td> <td>295名</td> </tr> <tr> <td>みどり養護学校</td> <td>217名</td> </tr> <tr> <td>鶴見養護学校</td> <td>262名</td> </tr> <tr> <th colspan="2">知・肢併置の「複合校」</th> </tr> <tr> <td>三ツ境養護学校</td> <td>205名</td> </tr> </tbody> </table> |                         |           | 知的障害教育部門「単独校」  |     | 瀬谷養護学校    | 322名                           | 保土ヶ谷養護学校 | 295名 | みどり養護学校                      | 217名 | 鶴見養護学校 | 262名 | 知・肢併置の「複合校」 |  | 三ツ境養護学校 | 205名 |  |
| 知的障害教育部門「単独校」  |                         |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| 瀬谷養護学校   | 322名                    |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| 保土ヶ谷養護学校   | 295名                    |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| みどり養護学校  | 217名                    |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| 鶴見養護学校   | 262名                    |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| 知・肢併置の「複合校」  |                         |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| 三ツ境養護学校  | 205名                    |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <p>市立の知的障害・肢体不自由特別支援学校の児童生徒数（開校時・20. 5. 1現在）（例示）</p>   |                         |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開校時</th> <th>H20. 5. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>(知的障害部門)</b><br/>港南台ひの特別支援学校</td> <td>138名</td> <td>171名</td> </tr> <tr> <td><b>(肢体不自由部門)</b><br/>中村特別支援学校</td> <td>40名</td> <td>71名</td> </tr> </tbody> </table>   |                         |           |  | 開校時 | H20. 5. 1 | <b>(知的障害部門)</b><br>港南台ひの特別支援学校 | 138名     | 171名 | <b>(肢体不自由部門)</b><br>中村特別支援学校 | 40名  | 71名    |      |             |  |         |      |  |
|  | 開校時                     | H20. 5. 1 |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <b>(知的障害部門)</b><br>港南台ひの特別支援学校   | 138名                    | 171名      |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <b>(肢体不自由部門)</b><br>中村特別支援学校   | 40名                     | 71名       |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |
| <p>県の、新たな養護学校再編整備検討協議会の提言によれば（平成18年3月）、養護学校の適正規模として、知的障害教育部門の「単独校」で「100から130人程度」、知・肢併置の「複合校」では、「130から150人程度」とされている。</p>  |                         |           |  |     |           |                                |          |      |                              |      |        |      |             |  |         |      |  |



| 番号     | 事業名                   | 県所管部  | 説明   |
|--------|-----------------------|-------|--|
| 2- (3) | 県施行の河川改修事業<br>(環境創造局) | 県土整備部 | <p>台風や集中豪雨により市内河川が溢水し、市民の生命や財産が危険にさらされる浸水被害が依然として数多く発生しています。</p> <p>本市では、治水安全度の向上に向けて積極的に取り組んできましたが、より一層効果をあげるためには、県施行河川における取組が不可欠です。</p> <p>① 交通の結節点であり、高度に業務・商業施設の集積が進んでいる <b>帷子川</b> の下流部では、平成16年の台風22号・23号で甚大な浸水被害が発生しました。まず、<b>帷子川の治水安全度の向上のため、河川改修の促進を要望します。</b></p> <p>② 次に、<b>境川及び柏尾川</b> につきましては、依然として治水安全度が低いため、<b>河川改修の促進、遊水地の早期完成等治水対策の強化を要望します。</b></p> <p>③ <b>鶴見川</b> につきましてもさらに治水安全度を向上させるため、<b>河川改修の促進を要望します。</b></p> |

| 番号                                   | 事業名             | 県所管部                | 説明  |  |
|--------------------------------------|-----------------|---------------------|---|--|
| 2-(4)                                | 県市協調で進めている事業    |                     | 以下の事業については、これまでも県市協調で事業を進めてきていますが、平成21年度も引き続き、 <b>補助金の確保を要望します。</b> |  |
| 事業名                                  | 県予算要望額<br>(百万円) | うち<br>県負担額<br>(百万円) | 県所管部  | 説明   |
| ①市街地再開発事業等<br>(都市整備局)                | 1,984           | 992                 | 県土整備部   | 民間活力を活用した市街地再開発事業等の促進を図るため、市街地再開発事業等の施行者に対する補助金の確保。(継続4か所)<br>①上大岡C南地区、②鶴見駅東口地区、③長津田駅北口、④日ノ出町駅前A地区 |
| ②神奈川東部方面線<br>整備事業<br>(都市整備局)         | 960             | 960                 | 県土整備部   | 神奈川東部方面線整備にかかる事業者への補助金の確保。   |
| ③民間建築物吹付け<br>アスベスト対策事業<br>(まちづくり調整局) | 12              | 6                   | 県土整備部   | 民間建築物のアスベスト等除去または封じ込め工事を行なう事業者への補助金の確保。  |
| ④都市基盤河川改修<br>事業<br>(環境創造局)           | 851             | 851                 | 県土整備部   | 本市が施行する河川改修に対する補助金の確保。<br>帷子川、今井川、舞岡川ほか10河川  |
| ⑤民営鉄道駅舎垂直<br>移動施設整備事業<br>(健康福祉局)     | 16              | 16                  | 保健福祉部   | 鉄道駅舎のエレベーター等に対する助成事業において、市内で平成21年度に計画されている駅に対する補助金の確保。<br>JR：大口駅(2基)                               |